

別表（第2条関係）

区分	改修工事の内容
増築	住宅部分の床面積を増やす工事又は住宅部分以外の部分を住宅部分に変更し、住宅部分の床面積を増やす工事。ただし、同一の敷地内に別棟で建築物を建築する工事は対象としない。
減築	空き家の居住部分の床面積を減らす工事
改築	空き家の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕及び模様替え	<p>1 住宅の耐久性を高めるための工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、床、内壁、天井等の修繕工事</p> <p>(2) 塗装工事</p> <p>(3) 建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</p> <p>(4) その他耐久性を高めるために必要な工事</p> <p>2 住宅の安全上又は防災上必要な工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</p> <p>(2) 柱、はり等について耐震構造上有効な補強を行う工事</p> <p>(3) 筋かい、火打等による補強工事</p> <p>(4) 外壁を防火構造とする等防火性能を高める工事</p> <p>(5) 屋根を不燃材料でふき替える等の工事</p> <p>(6) 避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</p> <p>(7) その他安全上又は防災上必要な工事（バリアフリー化工事を含む）</p> <p>3 住宅の居住性を高める工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次の各号に掲げる工事</p> <p>(1) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(2) 開口部等を設ける工事</p> <p>(3) 台所、浴室又は便所の改良、取替え又は設置工事</p> <p>(4) 建具の改良又は取替え工事</p> <p>(5) 壁紙の張替え工事</p> <p>(6) 断熱構性能を高める工事及び遮音工事</p> <p>(7) その他居住性を高めるため、又は住宅の衛生上必要な工事</p>